

「つや姫」生産者認定制度実施要綱の運用について －ガイドライン－

「つや姫」生産者認定委員会委員長通知

平成 21 年 5 月 18 日

平成 22 年 6 月 4 日

平成 23 年 6 月 17 日

平成 24 年 8 月 23 日

平成 25 年 8 月 9 日

平成 26 年 8 月 18 日

平成 27 年 8 月 28 日

平成 28 年 8 月 19 日

平成 29 年 7 月 28 日

平成 30 年 7 月 27 日

令和 元年 7 月 26 日

令和 2 年 7 月 31 日

令和 3 年 7 月 27 日

令和 4 年 7 月 27 日

令和 5 年 7 月 26 日

令和 6 年 7 月 24 日

令和 7 年 7 月 31 日

1 申請について

- (1) 「つや姫」生産者認定の本部長への申請は、市町村を経由するものとする。
- (2) 複数の市町村にまたがる生産者集団については、認定事務の円滑化を図るため、市町村毎に申請するものとする。

2 認定の要件及び確認事項について

(1) 基本要件

- ア 「つや姫」作付けほ場は、山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部の定める「つや姫」栽培適地マップ（以下「栽培適地マップ」という。）内であることとする。
- イ 申請者の「つや姫」作付け予定ほ場が、栽培適地マップの栽培適地内にあることを、「つや姫」生産者認定、並びに「雪若丸」生産組織登録に係る委員会地域部会（以下「地域部会」という。）が確認する。

(2) 面積要件

- ア 生産者の水田経営面積については、生産者集団の構成員として、栽培管理を組織的に行うグループが申請した場合は、グループ単位で確認する。
- イ 「つや姫」の最低作付面積は、概ね60a以上とする。この場合、1筆単位で作付けた水田面積の合計であることとする。

(3) 栽培要件

有機栽培又は特別栽培は、第三者機関から認証を受けたものに限ることとする。

(4) 販売要件

初めて「つや姫」の申請をする者は、作成した販売計画書を提出しなければならない。

3 作付面積の割当てについて

地域ごとの作付面積については、地域部会が「つや姫」生産者認定、並びに「雪若丸」生産組織登録に係る委員会の「地域別作付面積の考え方」を参考に、市町村ごとに割り当てる。

なお、地域部会は市町村別の申込状況を踏まえ、市町村ごとの作付面積を調整することができる。

4 認定審査に関すること

(1) 認定要件の確認

「つや姫」生産者認定制度実施要綱第4条に規定する内容について確認し、不備がある場合は認定しない。なお、県農業再生協議会及び地域農業再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に協力しているか否かについては、地域部会が県農業再生協議会及び地域農業再生協議会等に照会する。

<参考>提出が必要な書類一覧

認定状況による区分	内 容
令和6年産以前から認定されている場合	① 令和6年産 出荷基準実施マニュアル ② 令和6年産 栽培チェックリスト ③ 令和7年産 種子受領・苗処分確認書 ----- 以下これから提出する書類 ----- ④ 令和7年産 出荷基準実施マニュアル(提出期限：R7.9.10) ⑤ 令和7年産 栽培チェックリスト(提出期限：R7.11.28)
令和7年産から認定されている場合	① 令和7年産 種子受領・苗処分確認書 ----- 以下これから提出する書類 ----- ② 令和7年産 出荷基準実施マニュアル(提出期限：R7.9.10) ③ 令和7年産 栽培チェックリスト(提出期限：R7.11.28)

(2) 配点基準(満点55点)

申請書に基づき、下記項目の配点基準で点数化し、審査する。

ア 水田経営面積(A)	$300a \leq A$	25点
(配点：25点)	$市町村平均 \times 2 \leq A < 300$	20点
イ 販売計画	販売予定先等記述内容が具体的である	30点
(配点：30点)	記述内容が具体性に欠ける	15点

(3) 審査の手順

市町村ごとに、4の(2)の得点表に基づき得点の高い生産者から順に認定する。

なお、得点と同じ場合、4の(2)の項目イ、アの順に得点の高い申請者を優先し、認定する。また、4の(2)の項目イ、アのいずれについても得点と同じ場合は、4の(2)の項目アの水田経営面積が大きい順に、認定する。

(4) 生産計画面積の調整について

「つや姫」生産計画承認申請面積の合計が、地域に割り当てる面積を上回る場合には、地域部会が生産者別の作付面積の調整を行ったうえで認定審査・生産計画承認審査を行うものとする。